

諮問（情）第 71 号

答 申

第 1 審査会の結論

北海道新幹線札幌トンネル掘削によって発生する要対策土の受入候補地として山口処理場が選定された経緯が分かる文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った令和 3 年 2 月 26 日付け札新推第 470 号による一部公開決定（以下「原決定」という。）及び同年 7 月 15 日付け札新推第 10248 号による再決定（以下「再決定」という。）により非公開とした部分のうち、別紙の部分については、非公開とすることが妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 31 日付けで、諮問庁に対し、北海道新幹線札幌トンネル掘削によって発生する要対策土の受入候補地として山口処理場が選定された経緯が分かる文書に関して、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 3 年 2 月 26 日付け公文書一部公開決定通知書により原決定を行った。

(1) 対象公文書

- ア 新幹線建設発生土（対策土）受入地確保の現状と今後の進め方について（2019/8/22）（以下「文書 1」という。）
- イ 他対策土受入候補地の状況について（2019/10/15）（以下「文書 2」という。）
- ウ 対策土受入に係る他候補地の状況について（2019/10/16）（以下「文書 3」という。）
- エ 新幹線トンネル工事 対策土受入候補地に係る現状と今後の進め方について（2019/12/17）（以下「文書 4」という。）
- オ 新たな対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）について（2020/2/5）（以下「文書 5」という。）
- カ 新たな対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）について（2020/3/2）（以下「文書 6」という。）

キ 対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）の概要と今後の進め方について（2020/6/17）（以下「文書 7」という。）

(2) 非公開部分

ア 文書 1 中、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」及び「重金属委員会のスケジュールに係る部分」

イ 文書 2 及び文書 3 中、「対策土の受入候補地（市有地）の地名及び地番が分かる部分（手稲山口を除く。）」、「対策土の受入候補地（民有地）に係る情報」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項が分かる部分」及び「発生土の受入地位置図（山口処理場を除く。）」の部分

ウ 文書 4 中、「対策土の新・受入候補地（市有地）の地名が分かる部分（手稲山口を除く。）」、「対策土の新・受入候補地（民有地）に係る情報」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「今後のスケジュール」及び「発生土の受入地位置図」の部分

エ 文書 5 中、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「今後のスケジュール」及び「関係者に係る部分」

オ 文書 6 中、「対策土の受入想定土量が分かる部分」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「今後のスケジュール」及び「関係者に係る部分」

カ 文書 7 中、「対策土の受入想定土量が分かる部分」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「今後のスケジュール」、「出席者が分かる部分」、「町内会役員の意見に係る部分」及び「議員・マスコミ対応に係る部分」

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 3 年 5 月 26 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 再決定

諮問庁は、本件審査請求を受け、令和 3 年 7 月 15 日付け公文書一部公開決定通知書により、原決定のうち次の部分を公開する旨の再決定を行った。

(1) 文書 1 中、「1 受入候補地 2 カ所（厚別区山本、手稲区金山）の現状と今後の進め方(3)当面のスケジュール（案）」の重金属委員会のスケジュールに係る部分

- (2) 文書2中、「〇市有地の「判定」に係る部分」及び「〇民有地の区名、実測地積、現況地目、用途及び判定に係る部分」
- (3) 文書3中、「2. 民有地」の区名及び面積に係る部分
- (4) 文書4中、次の部分
 - ア 「1 札幌市内トンネル工事に係る全体スケジュール」の表のタイトル部分及び原決定日までのスケジュール
 - イ 「2 各受入候補地における当面のスケジュール」のAのスケジュール部分
 - ウ 「2 各受入候補地における当面のスケジュール」のB・C・D・Fの所在区、市名、面積及びスケジュール部分
- (5) 文書5中、次の部分
 - ア 「2. 山口処理場の概要(2)」中、関係者の名称
 - イ 「4. Eブロックに係る今後の対応」中、【庁内対応】(1)及び【地元対応】(3)に係る部分
 - ウ 「5. スケジュール(案)」中、原決定日までのスケジュール
- (6) 文書6中、次の部分
 - ア 「2. 山口処理場の概要(2)」中、関係者の名称
 - イ 「5. Eブロックに係る今後の対応」中、【庁内・関係機関対応】(2)及び【地元対応】(3)に係る部分
 - ウ 「6. スケジュール(案)」中、原決定日までのスケジュール
- (7) 文書7の「2 山口地区の進め方<今後のスケジュール>」中、原決定日までのスケジュール

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定のうち次の部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とした処分を取り消し、公開するとの裁決を求める。

- (1) 文書1の「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」（以下「非公開部分1(1)」という。）及び「重金属委員会のスケジュールに係る部分」（以下「非公開部分1(2)」という。）
- (2) 文書2及び文書3の「対策土の受入候補地（民有地）に係る情報」（以下「非公開部分2(2)及び3(2)」という。）及び「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項が分かる部分」（以下「非公開部分2(3)及び3(3)」という。）
- (3) 文書4の「対策土の新・受入候補地（民有地）に係る情報」（以下「非公開部分4

- (2) という。)、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」(以下「非公開部分4(3)」という。)及び「今後のスケジュール」(以下「非公開部分4(4)」という。)
- (4) 文書5の「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」(以下「非公開部分5(1)」という。)、 「今後のスケジュール」(以下「非公開部分5(2)」という。)及び「関係者に係る部分」(以下「非公開部分5(3)」という。)
- (5) 文書6の「対策土の受入想定土量が分かる部分」(以下「非公開部分6(1)」という。)、 「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」(以下「非公開部分6(2)」という。)、 「今後のスケジュール」(以下「非公開部分6(3)」という。)及び「関係者に係る部分」(以下「非公開部分6(4)」という。)
- (6) 文書7の「対策土の受入想定土量が分かる部分」(以下「非公開部分7(1)」という。)、 「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」(以下「非公開部分7(2)」という。)、 「今後のスケジュール」(以下「非公開部分7(3)」という。)、 「町内会役員の意見に係る部分」(以下「非公開部分7(5)」という。)及び「議員・マスコミ対応に係る部分」(以下「非公開部分7(6)」という。)

2 本件審査請求の理由

- (1) 諮問庁は、「公開しない部分」が北海道新幹線建設工事に伴う発生土(対策土)の受入候補地の選定に係る情報で、現時点で未公表又は不確定な情報を公にすることにより、市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれがあることから、条例第7条第5号オに該当することをもって「公開しない部分」の非公開理由としている。しかし、「市民等」が意味するところが曖昧模糊としており、非公開理由に瑕疵があることに鑑みれば、「公開しない部分」の全公開が必要である。「現時点で未公表」であるからこそ公開請求をしているのであるから、現時点で未公表な情報であることをもって条例第7条第5号オと結び付けて「公開しない部分」を非公開とすることは、非公開理由として失当である。
- (2) 対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分について(非公開部分1(1)、非公開部分2(3)、非公開部分3(3)、非公開部分4(3)、非公開部分5(1)、非公開部分6(2)及び非公開部分7(2))
- ア 現時点で不確定な情報ではなく、当該部分を公開することにより市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせる事態は想定されない。
- イ 市の情報非公開の姿勢こそが市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生

じさせる元凶である上、受入候補地や土地所有者等の特定につながらない範囲内で公開される限り、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることはない。土地所有者との信頼関係を損なうこともない。

ウ なぜ受入候補地の特定につながる情報以外の公開によって、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強いのか、その根拠が不明である。

(3) 対策土の受入候補地（民有地）に係る情報及び対策土の新・受入候補地（民有地）に係る情報について（非公開部分2(2)、非公開部分3(2)及び非公開部分4(2)）

ア 現時点で不確定な情報ではなく、「北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（金山地区）説明資料」の対策土を受入候補地とした理由には受入候補地の「候補場所」（札幌市区及び札幌市以外の市町村名）、「利用形態（過去も含む）」、「備考」及び「判定」が記載されていることから、当該部分を公開することが「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」との主張は根拠を欠く。

イ 備考については、民有地に係る詳細な情報や地権者の意向、市の検討過程の方針等が記載されているとしても、民有地の特定に至らない範囲内で公開される限り、土地所有者との信頼関係を損ない、今後の協議等に支障を及ぼすことはない。

ウ 各受入候補地の所在地及び備考欄の情報が民有地の所有者に関する情報、各受入候補地の特定につながる情報及び検討段階の候補地に関する進め方に関する情報であっても、土地及びその所有者の特定につながらない範囲内で公開される限り、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることはない。

エ なぜ受入候補地の特定につながる情報以外の公開によって、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招く恐れが強いのか、その根拠が不明である。

(4) 今後のスケジュールについて（非公開部分4(4)、非公開部分5(2)、非公開部分6(3)及び非公開部分7(3)）

説明会資料やオープンハウス展示資料により公表されており、また、スケジュールが「想定」に過ぎない以上は未確定かつ流動的であるのは当然であって、その公開によって市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることはない。むしろ処分庁の非公開の姿勢こそが市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせている。

(5) 関係者に係る部分について（非公開部分5(3)及び非公開部分6(4)）

ア 現時点では不確定な情報ではない上、市はEブロックを対策土受入地とすることを特別委員会場で表明しているため、Eブロックを対策土受入地とすること

について関係者との折衝内容が知れたところで市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせる事態は想定されない。

イ 個人が特定されない範囲内での公開である限り、公開されても市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることはなく、関係者との信頼関係を損なうこともない。

ウ 諮問庁は、当該部分の公開によって関係者との信頼関係を損なうと主張するが、「関係者」とはいかなる者なのか曖昧模糊としており、「関係者」とはいかなる者なのか具体的に示すことができないまま、公開により「関係者との信頼関係を損なうことになり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い」とする諮問庁の主張は失当である。

(6) 対策土の受入想定土量が分かる部分について（非公開部分6(1)及び非公開部分7(1)）

オープンハウス展示資料において既に公表されており、その情報の公開によって「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」る事態はもはや想定されない。また、「受入候補地の周辺住民等にとって、想定受入土量とその積算方法、条件等は、非常に関心が高い重要な情報」であるからこそ「受入候補地の周辺住民等」にとって情報公開が求められるのである。

(7) 町内会役員の意見に係る部分について（非公開部分7(5)）

ア 現時点で不確定な情報に当たらず、かつ、概要にとどまる。市はEブロックを対策土受入地とすることを特別委員会場で表明しており、その公開によって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせる事態は想定されない。

イ 発言者が特定されない限り、その公開によって市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、関係者との信頼関係を損なうことはない。また、当該部分が対外的に公表されないことを前提としたものであったとしても、市に情報公開条例がある以上、当該部分が公開の対象となりうることは法制度上受忍されるべきである。当該部分が対外的に公表されないことを前提としたものであるから、その公開によって市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるので非公開とする論法が仮に通用するのであれば、情報公開条例は有名無実化する。

ウ 当該部分の非公開こそが、町内会役員説明会に参加できない町内会加入の一般市民や周辺住民が入手したい情報にアクセスする手段を絶つことになるので、「地域全体との信頼関係」を損なうことになる。

(8) 議員・マスコミ対応に係る部分について（非公開部分7(6)）

現時点で不確定な情報ではなく、かつ、住民説明会は既に終了しているので、その公開によって「市民の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」る事態は想定されず、情報提供の手順等の具体的な方法についての情報である当該部分の公開によって、なぜ市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、関係者との信頼関係を損なうことになるのか理解に苦しむ。

第4 諮問庁の説明要旨

1 非公開とする理由

(1) 本件の対象公文書は、対策土の受入候補地確保に関する検討を行った資料であり、未公表又は不確定な情報を多く含むものである。対策土の受入候補地の選定に関する情報は、市民の関心が非常に高い事柄であるため、慎重な検討を重ねた上で、市民や地域住民の方々への説明を行ってきたが、現時点において未公表又は不確定な情報を公にすると、市民や周辺住民、関係自治体等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、場合によっては関係者との信頼関係を損ねることとなる。また、発生土の受入候補地確保は、北海道新幹線建設事業の進捗にも影響を及ぼすものであるから、このような事態が起こった場合、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが非常に高い。

したがって、本件対象公文書に記載された情報の公開・非公開の判断に当たっては、特に慎重な判断が必要である。

また、再決定により公開した情報を除く非公開部分については、それぞれ次の理由によって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことから、条例第7条第5号オに該当すると認められる。

(2) 対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分について（非公開部分1(1)、非公開部分2(3)、非公開部分3(3)、非公開部分4(3)、非公開部分5(1)、非公開部分6(2)及び非公開部分7(2)）

ア 当該部分は、未だ検討中で不確定なもの、個別の受入候補地に関する検討事項、受入候補地の特定につながる情報である。したがって、当該情報を公にすることにより、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

イ 当該部分は、受入候補地の特定につながる情報を含むとともに、それ以外の情報についても、その公開により、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を

生じさせ、関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

- (3) 対策土の受入候補地（民有地）に係る情報及び対策土の新・受入候補地（民有地）に係る情報について（非公開部分2(2)、非公開部分3(2)及び非公開部分4(2)）

ア 民有地の所在地に関する情報については、区名を除いては現時点では未公表であり、当該情報を公にすることは、市民や周辺住民等に混乱を生じさせることとなる。また、備考については、民有地に係る詳細な情報や地権者の意向、市の検討過程の方針等が記載されており、当該情報を公にすることにより、当該土地所有者との信頼関係を損ない、今後の協議等に支障を及ぼし、結果として北海道新幹線建設事業の全体の停滞を招くおそれが強い。

イ 各受入候補地の所在地及び備考欄の情報は、民有地の所有者に関する情報、各受入候補地の特定につながる情報及び検討段階の候補地に関する進め方に関する情報であり、当該情報を公にすることにより、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

ウ 当該部分は、受入候補地の特定につながる情報を含むとともに、それ以外の情報についても、その公開により、当該土地所有者との信頼関係を損ない、今後の協議に支障を及ぼし、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

- (4) 今後のスケジュールについて（非公開部分4(4)、非公開部分5(2)、非公開部分6(3)及び非公開部分7(3)）

原決定時点では未公表のスケジュールであり、審査請求人の示す資料は原決定後に公表されたものである。また、当該スケジュールは、審査請求人が示す公表済みのスケジュールとは異なるものであって、流動的かつ未確定な今後の想定スケジュールを示したものであり、その情報が公になることによって、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

- (5) 関係者に係る部分について（非公開部分5(3)及び非公開部分6(4)）

「関係者」とは、受入候補地に関係する方のことであり、当該部分の公開により関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

- (6) 対策土の受入想定土量が分かる部分について（非公開部分6(1)及び非公開部分7(1)）

当該部分は、文書作成当時の内部検討段階の一定の推測に基づいた受入可能量とその積算方法、条件等についての情報であり、また、原決定時点においても、受入可能量は検討中の未公表の事項であったため、当該情報を公にすることにより、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、また、関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

また、受入候補地の周辺住民等にとって、想定受入土量とその積算方法、条件等は非常に関心が高い重要な情報であることは明らかである。そのような情報について様々な検討段階の情報が流れることは誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることになる。

(7) 町内会役員の意見に係る部分について（非公開部分7(5)）

町内会役員説明会における役員の発言のうち、特に概要も含め、対外的な公表がされないことを前提としたものであり、当該情報を公にすることにより、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、また、関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

また、当該部分は、発言者個人が特定されなくても、町内会役員からの意見であることは明らかである。町内会役員説明会は、参加者に忌憚のない意見を求めるため、非公開を前提として開催したところであり、その発言概要の公開はその内容ごとに、その影響を考慮して慎重に判断すべきである。概要全てを公開することは、その前提を事後に一方的に覆すものであり、参加した町内会役員との関係において信義則違反であることは明らかである。市では、町内会は地域コミュニティの中心的な役割を担っているものと認識しており、その活動において主要な役割を担っている町内会役員との信頼関係は非常に重要で、それが町内会全体との信頼関係や地域全体との信頼関係にも大きな影響を与えるものと考えている。

(8) 議員・マスコミ対応に係る部分について（非公開部分7(6)）

情報提供の手順等の具体的な方法についての情報であり、当該情報を公にすることにより、市民や周辺住民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、また、関係者との信頼関係を損なうこととなり、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くおそれが強い。

2 非公開の主張の一部取下げについて

当審査会において対象公文書を見分し、諮問庁からの事情聴取を踏まえて、諮問庁に対して次の3点について指摘したところ、令和4年6月29日の審査会において、諮

問庁から別紙の非公開部分を除き、本件審査請求におけるこれまでの非公開の主張については、公開・非公開決定後の状況の変化に鑑み取り下げる旨の申出があった。

- (1) 「対策土の受入候補地（市有地）の地名及び地番が分かる部分（手稲山口を除く。）」について、非公開部分を精査すること。
- (2) 「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」について、非公開が妥当と考えるのであれば、条例に沿った追加的な理由の説明を行うこと。
- (3) 争う実益のない部分については、公開してよいと考えられることから、非公開を維持する場合には理由を示すこと。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、市が北海道新幹線札幌トンネル掘削によって発生する対策土の受入地の確保に関する検討を行った文書である。

2 非公開情報該当性について

別紙の非公開部分について、審査請求人は、文書2及び文書3の「対策土の受入候補地（市有地）の地名及び地番が分かる部分（山口地区を除く。）」、文書4の「対策土の新・受入候補地（市有地）の地名及び地番が分かる部分（手稲山口を除く。）」並びに文書7の「出席者が分かる部分」を除き、条例第7条第5号オの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張しているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）は、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

(2) 別紙の非公開部分について

当審査会による対象公文書の見分のほか、諮問庁に対して行った事実確認を踏まえると、別紙の非公開部分は次のアからコまでに区分される。

ア 受入候補地の検討に関する情報

当該情報は、実現しなかった市内部の検討内容に関する情報であり、公にされた場合には、新幹線建設事業の実施主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）の今後の事務・事業の遂行に著しい支障を及ぼすものであることから、これまで鉄道・運輸機構に対しても伝え

ていない内容である。

イ 受入候補地の特定につながる情報

当該情報は、受入候補地として検討された土地に関して、地名、用途等の情報が記載されており、当該土地の特定につながる情報である。

ウ 受入候補地の地権者に関する情報

当該情報は、受入候補地として検討された土地の地権者に関して、地権者の名称等の情報が記載されており、当該土地の地権者の特定につながる情報である。

エ 札幌市内のトンネル工事に係る全体スケジュールの一部に関する情報

当該情報は、文書 4 を作成した当時、鉄道・運輸機構から市に対して非公式に提供された未公表の情報である。

オ 手稲区金山地区及び厚別区山本地区に関する情報

当該情報は、文書 4、文書 5、文書 6 及び文書 7 の作成時点における手稲区金山地区及び厚別区山本地区に関する市内部の考え方が記述されたものである。

カ 法人の経営上の内部管理に関する情報

当該情報は、法人から市内部限りで提供された情報であり、当該法人にとっては公表を予定していない経営上の情報に当たる。

キ 関係者の要望内容に関する情報

当該情報は、手稲区第 3 山口処理場整備の際、当該土地の地域住民等から市に対して出された要望事項を記載したものである。

ク 環境局関連の地元関係者への影響に関する情報

当該情報は、文書 5 及び文書 6 を作成した当時のごみ処理場所管部局の考え方が記載されたものであり、市として結論を得た内容ではない。

ケ 対策土受入可能量に関する情報

当該情報は、対策土受入可能量に関する情報であり、山口地区の町内会役員、地域住民等への提案に至らなかった市内部の検討事項が記述されたものである。

コ 町内会役員説明会出席者の特定につながる情報及び具体的な意見の内容

当該情報のうち、文書 7 の「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「町内会役員説明会」の出席者の記述に関するもので非公開とした部分は、当該説明会の出席者の特定につながる情報である。

また、当該情報のうち、「町内会役員説明会の主なご意見等」に関するもので非公開とした部分は、当該非公開部分の記述の内容から、公にされた場合には、町内会役員としての立場が害されることとなる情報である。

(3) 上記(2)の非公開情報該当性について

上記(2)に記載した非公開部分のうち、ア、イ、ウ、オ、ク及びケについては、市内部の検討事項で実現に至らなかったものに関する情報であり、当該情報が公にされた場合には、鉄道・運輸機構、地権者、町内会役員、地域住民等の関係者に対して、迷惑をかけるとともに、不安感や不信感を与え、当該関係者との信頼関係を損なうこととなる。それにより、市及び鉄道・運輸機構においては、今後の新幹線建設事業に著しい支障を及ぼすこととなり、また、地権者、町内会役員、地域住民等からは受入地の確保等に係る様々な協議について必要な協力が得られなくなるものである。

また、上記(2)に記載した非公開部分のうち、エ、カ、キ及びコについては、関係者の特定につながる情報又は市が鉄道・運輸機構等の関係者から得た情報であり、当該情報が当該関係者の了解なく一方的に公にされた場合には、当該関係者との信頼関係を損なうこととなる。それにより、鉄道・運輸機構等からは北海道新幹線建設事業等に係る必要な情報を得ることが難しくなり、地域住民等からは受入地に係る様々な協議について必要な協力が得られなくなり、町内会役員からは忌憚のない意見が得られなくなるものである。

よって、上記(2)アからコまでは、公にすることにより、市が行う当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第5号オに定める非公開情報に該当することから、非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のことに基づいて、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月 16日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和3年 9月 16日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和3年 10月 19日	審査請求人から意見書の提出
令和4年 1月 11日 (第191回審査会)	審議（事案の経過・概要等）

令和4年 3月 18日 (第192回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和4年 6月 29日 (第193回審査会)	諮問庁に対する事実確認及び審議
令和4年 8月 16日 (第194回審査会)	審議
令和4年 8月 22日	答申

別紙

	対象公文書の名称	非公開部分	第 5 - 2 (2) の非公開部分の区分
1	新幹線建設発生土（対策土）受入地確保の現状と今後の進め方について（2019/8/22）	「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の（1）の1文字目から34文字目まで	ア
「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の（3）の2行目の27文字目から29文字目まで		イ	
「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の※の2行目の18文字目から42文字目まで及び3行目の1文字目から1文字目から11文字目まで		ア	
2	他対策土受入候補地の状況について（2019/10/15）	市有地No.①～No.⑨の所在地及び地番（No.⑦を除く。）	イ
市有地No.①の備考の13文字目から19文字目まで		イ	
市有地No.②の備考の2行目		イ	
市有地No.③の備考		イ	
市有地No.④の備考の2行目		イ	
市有地No.⑥～⑧の備考の2行目及び3行目の1文字目から7文字目まで		イ	
市有地No.⑨の備考の1行目から4行目まで（2行目の25文字目から32文字目までを除く。）		イ	
民有地⑩・⑪の所在地及び地番（区名を除く。）		イ	
民有地⑩の備考の1行目から3行目まで		ウ	
民有地⑪の備考の1行目の1文字目から8文字目まで及び2行目）		イ	
民有地⑪の備考の1行目の9文字目から23文字目まで	ウ		

3	対策土受入に係る他候補地の状況について (2019/10/16)	「1.市有地：事業部局所管用地」の所在地 (区名を除く。)	イ
		「1.市有地：事業部局所管用地」の備考の 1行目から5行目まで(2行目の23文字目 から25文字目まで及び3行目を除く。)	イ
		「2.民有地」の所在地(区名を除く。)	イ
		「2.民有地」②の備考の1行目から4行目 まで	ウ
		「2.民有地」③の備考の1行目の9文字目 から25文字目まで及び2行目	ウ
		「2.民有地」③の備考の1行目の1文字目 から8文字目まで及び3行目から4行目ま で	イ
		「2.民有地」④の備考の3行目から5行目 まで	ア
		2つ目の※の1行目の1文字目から8文字 目まで、10文字目から25文字目まで及び 2行目の1文字目から3文字目まで	イ
4	新幹線トンネル工事 対策土受入候補地に係 る現状と今後の進め方 について(2019/12/17)	「1 札幌市内トンネル工事に係る全体ス ケジュール」の2026年度(R8年度)後半 から2027年度(R9年度)まで及び備考	エ
		「2 各受入候補地における当面のスケジ ュール」の「現・受入候補地」の「民有地(手 稲区金山)」の2019年度3月から2020年度 4月までの部分	オ
		「2 各受入候補地における当面のスケジ ュール」の「現・受入候補地」の「札幌市有 地(厚別区山本)」の備考の2行目及び3行 目	カ
		「2 各受入候補地における当面のスケジ ュール」の「新・受入候補地」のA(2行目 の5文字目から7文字目まで)	イ

	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のAの備考（1行目）	イ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のB（2行目の5文字目から10文字目まで）	イ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のBの備考	ウ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のC（2行目の5文字目から10文字目まで）	イ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のCの備考	ウ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のD（2行目の5文字目から7文字目まで）	イ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のDの備考（1行目から4行目まで）	ウ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のF（2行目の5文字目から9文字目まで）	イ
	「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のFの備考（1行目から5行目まで）	ウ
	「3 今後の進め方」の1行目の15文字目から27文字目まで	イ
	「3 今後の進め方」の1行目の33文字目から36文字目まで	ア
	「3 今後の進め方」の3行目の1文字目から6文字目まで	イ
	「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の	イ

		進め方（左側の欄の 2 項目目から 5 項目目まで）	
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（右側の欄の 2 項目目の 9 文字目から 1 2 文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（右側の欄の 3 項目目の 1 行目の 2 2 文字目から 2 6 文字目まで及び 2 行目の 1 文字目から 2 文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（6 項目目の 1 行目の 3 文字目から 2 8 文字目まで及び 2 行目の 3 文字目から 3 2 文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（6 項目目の 1 行目の 3 0 文字目及び 3 1 文字目）	イ
		「3 今後の進め方」の■現・受入候補地の進め方（金山・山本の右側の欄）	オ
5	新たな対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）について (2020/2/5)	「2. 山口処理場の概要」の（2）の 3 行目、5 行目、7 行目及び 9 行目	キ
		「3. E ブロックを対策土受入地とする場合の環境局としての主な課題」の（2）の 1 行目の 3 0 文字目から 4 7 文字目まで及び 2 行目	ク
		「3. E ブロックを対策土受入地とする場合の環境局としての主な課題」の（3）（1 行目の 1 文字目から 1 6 文字目までを除く。）	ク
		「6. その他」の（1）②の 1 行目の 1 文字目から 7 文字目まで及び 3 2 文字目から 3 6 文字目まで	イ
		「6. その他」の（1）③の 1 行目の 1 文字目から 1 5 文字目まで	イ

		「6.その他」の(2)	オ
6	新たな対策土受入候補地（手稲区第3山口処理場Eブロック）について（2020/3/2）	「2.山口処理場の概要」の(2)の周辺町内会の欄（1行目及び2行目を除く。）、周辺農家（農協）の欄、漁業協同組合の欄及び小樽カントリー倶楽部の欄	キ
		「3.Eブロックの対策土受入可能量」の(2)（1行目及び2行目の37文字目から47文字目までを除く。）	ケ
		「3.Eブロックの対策土受入可能量」の(3)	ケ
		「4.Eブロックを対策土受入地とする場合の主な課題」の(2)の1行目の25文字目から51文字目まで及び2行目の1文字目から23文字目まで	ク
		「4.Eブロックを対策土受入地とする場合の主な課題」の(3)（1行目の1文字目から16文字目までを除く。）	ク
		「7.その他」の(1)②の1行目の1文字目から7文字目まで及び32文字目から36文字目まで	イ
		「7.その他」の(1)③の1行目の1文字目から15文字目まで	イ
		「7.その他」の(2)	オ
7	対策土受入候補地（手稲区第3山口処理場Eブロック）の概要と今後の進め方について（2020/6/17）	「1 受入候補地概要」の(3)Eブロックの対策土受入可能量（1行目を除く。）	ケ
		「2 山口地区の進め方」の「(2)地元への説明について」の「○町内会役員説明会：令和2年6月15日実施」の1行目の11文字目から21文字目まで及び31文字目から41文字目まで	コ

		<p>「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「○町内会役員説明会の主な意見等」の③の16文字目から31文字目まで</p>	<p>コ</p>
		<p>「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「○町内会役員説明会の主な意見」の⑤</p>	<p>コ</p>
		<p>「3 手稲区金山地区、厚別山本地区の今後の進め方」</p>	<p>オ</p>